

## 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

(平成 14 年 9 月 3 日区長決定)

### (設置)

第1条 すべての区民が基本的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参加できるよう、区内のユニバーサルデザインを推進し、これに関する事項の調査検討を行い、総合的かつ効率的に施策を展開していくため、板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ユニバーサルデザインの推進施策について調査・検討すること。
- (2) ユニバーサルデザイン推進計画の策定に関するここと。
- (3) その他ユニバーサルデザインに係わる重要な事項に関するここと。

2 本部は、必要に応じ、別に定める東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の助言を得るものとする。

### (構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、別表1に定める職にある者とする。
- 5 前項に定める者のほか、本部長は、必要と認める者を本部員に指名することができる。

### (会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職を代理する。

### (検討会)

第5条 本部の下に検討会を置く。

- 2 検討会は、本部の定める事項について調査・検討をする。
- 3 検討会の会員は、別表2に定める職にある者とする。ただし、別表2に定める職にある者のほか、本部長は、必要と認める者を会員に指名することができる。
- 4 検討会は、本部長が指名する本部員（以下「会長」という。）が招集し、会議を主宰する。
- 5 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職を代理する。

### (庶務)

第6条 本部及び検討会の庶務は、福祉部障がい政策課が行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。（平成 30 年度組織改正）

付 則

この要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 <本部員>

- (1) 教育長
- (2) 政策経営部長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理部長
- (5) 区民文化部長
- (6) 産業経済部長
- (7) 健康生きがい部長
- (8) 福祉部長
- (9) 子ども家庭部長
- (10) 資源環境部長
- (11) 都市整備部長
- (12) まちづくり推進室長
- (13) 土木部長
- (14) 会計管理室長
- (15) 教育委員会事務局次長
- (16) 地域教育力担当部長

別表2 <検討会>

- (1) 政策経営部政策企画課長
- (2) 政策経営部広聴広報課長
- (3) 政策経営部施設経営課長
- (4) 政策経営部教育施設担当課長
- (5) 総務部人事課長
- (6) 総務部契約管財課長
- (7) 総務部男女社会参画課長
- (8) 危機管理部地域防災支援課長
- (9) 区民文化部地域振興課長
- (10) 区民文化部文化・国際交流課長
- (11) 区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
- (12) 産業経済部産業振興課長
- (13) 健康生きがい部長寿社会推進課長
- (14) 福祉部障がい政策課長
- (15) 福祉部障がいサービス課長
- (16) 子ども家庭部子ども政策課長
- (17) 資源環境部環境政策課長
- (18) 都市整備部都市計画課長
- (19) まちづくり推進室まちづくり調整課長
- (20) 土木部土木計画・交通安全課長
- (21) 土木部工事設計課長
- (22) 土木部みどりと公園課長
- (23) 教育委員会事務局教育総務課長